



新婚生活を応援します

川西町では、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、新婚世帯に対し住居費・引越費用・リフォーム費用の一部を補助します。

事業の対象となる世帯

- (1) **令和6年1月1日から令和7年3月31日(対象期間)まで**に入籍した世帯
- (2) 夫婦または一方が対象期間に川西町外から転入していること。
- (3) 夫婦ともに川西町に住民登録されており、対象住居が川西町内にあること。
- (4) 夫婦ともに**婚姻日における年齢が39歳以下**の世帯
- (5) 夫婦の所得合計額が**500万円未満**であること。

※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

- (6) **他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。**
- (7) 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- (8) 町税および町に対し納入義務を有する納入金の滞納がないこと。

※その他の対象もございますので、詳しくはホームページをご覧ください。

事業の対象となる費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の費用

- (1) 住居費(住居取得費は含まない)
- (2) 引越費用(引越業者または運送業者に支払った費用に限る)
- (3) リフォーム費用(外構工事等は含まない)

補助上限額

1世帯あたり30万円

※夫婦ともに29歳以下の場合は60万円

事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記のQRコードを読み取りご覧ください。



▲町ホームページ

